

岩手県監査委員告示第22号

監査結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月12日

岩手県監査委員 軽 石 義 則  
岩手県監査委員 神 崎 浩 之  
岩手県監査委員 寺 沢 剛  
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 岩手県大阪事務所
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和元年9月25日
  - (2) 本監査実施日 令和元年11月13日
- 3 監査結果の公表の日 令和2年1月14日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、54,280円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給していなかった赴任旅費54,280円について、令和2年2月28日に追給処理が完了した。 路程について、鉄道距離に応じて移転料を算定すべきところ、航空機利用として起点を登録したことにより路程の距離が短くなり、移転料が適正に反映されなかったため、支給すべき額より少なく支給することとなったもの。 県外事務所という特殊性に留意するとともに、複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めることとした。